

公 告

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第５条第１項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第３項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第８条第２項の規定により、海田町の区域内に居住する者、海田町において事業活動を行う者、海田町の区域をその地区とする商工会その他の海田町に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から４月以内に、海田町に対し、意見書の提出により、意見を述べることができる。

令和元年５月７日

海田町長 西 田 祐 三

１ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（１）名称

フタバ図書海田店

（２）所在地

広島県安芸郡海田町南大正町１２６２番１ほか

２ 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	代表者の氏名	住所
株式会社フタバ図書	代表取締役 世良 茂雄	広島市中区堀川町６番１８号
浜岡管財有限会社	代表取締役 浜岡 栄三	広島県安芸郡海田町稲荷町６番３３号

３ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	代表者の氏名	住所
株式会社フタバ図書	代表取締役 世良 茂雄	広島市中区堀川町６番１８号

４ 大規模小売店舗の新設をする日

令和元年１０月２５日

５ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

２，３７６㎡

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

No.	位 置	収容台数
1	建物2階（届出書に添付された図面のとおり）	51台
2	建物屋上（届出書に添付された図面のとおり）	74台
合 計		125台
届出台数		88台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

No.	位 置	収容台数
1	建物南西側（届出書に添付された図面のとおり）	42台
2	建物東側（届出書に添付された図面のとおり）	32台
3	建物東側（届出書に添付された図面のとおり）	7台
4	建物北西側（届出書に添付された図面のとおり）	8台
5	建物西側（届出書に添付された図面のとおり）	5台
合 計		94台
届出台数		30台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

No.	位 置	面積
1	建物西側（届出書に添付された図面のとおり）	28㎡
合 計		28㎡

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位 置	容量
建物東側（届出書に添付された図面のとおり）	7.5㎡
合 計	7.5㎡

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

店舗区域	開店時刻	閉店時刻	備考
コンビニエンスストア	午前0時	午後12時	24時間
その他	午前9時	午前1時	

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場No.	駐車可能時間帯	備考
1	午前0時から午後12時まで	24時間
2	午前8時30分から午前1時00分まで	

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場No.	出入口の数	位置
1・2	2箇所	建物西側（届出書に添付された図面のとおり）
		建物東側（届出書に添付された図面のとおり）
合計	2箇所	

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設No.	荷さばき可能時間帯	備考
1	午前0時から午後12時まで	24時間

8 届出年月日

令和元年4月12日

9 縦覧期間、縦覧できる時間帯及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和元年5月8日から令和元年9月9日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178条）に規定する休日は除く。

(2) 縦覧できる時間帯

午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(3) 縦覧場所

海田町役場企画部魅力づくり推進課 安芸郡海田町上市14番18号

10 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、海田町に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

11 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和元年9月9日

(2) 提出先

海田町役場企画部魅力づくり推進課